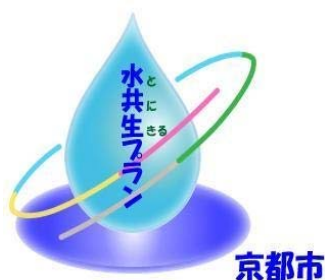


平成24年4月26日

建設局

〔 担当 水と緑環境部河川整備課 〕
〔 電話 222-3591 〕



京都市河川整備方針について



京都市では、昭和41年以来、10次にわたり「治水五箇年計画」を策定し、治水事業を進めており、その結果、全市的な治水安全度は一定高まりましたが、経済情勢が変化し、本市の財政状況も厳しいものとなったため、選択と集中による重点的・効率的な治水事業の推進が必要とされております。

そこで、「第10次治水五箇年計画」が平成23年度で終了したことを契機に、より重点的・効率的に治水事業を推進するとともに、市民との協働による川づくり・水辺づくりを進めるために、新たな「京都市河川整備方針」を下記のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

記

1 京都市河川整備方針の概要

(1) 背景・目的

これまで京都の人々は、京都独自の方法で、川や水辺を自分たちの生活に取り入れ、京の水辺の文化を育んできましたが、一方で、度重なる水害に苦しめられてきました。

さらに、昨今、自然環境の変化、高齢化・少子化、地域主権時代の到来や厳しい財政状況など、社会情勢、経済情勢が変化してきております。

このような背景の中、これからの京都の川づくり・水辺づくりは、明確な方針をもって進める必要があり、「京都市河川整備方針」を策定することとしました。

(2) これからの川づくり・水辺づくり

これからの川づくり・水辺づくりにおいては、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築していくことが重要です。

(3) 実行過程における3つの理念

ア 歴史が導く道標 ～水辺の原風景を知る～

水辺の原形と形成過程を知ること、そして、そのような歴史・文化と治水・利水の在り方、今日の変化などを総合的に理解

イ しなやかな実行と洗練 ～実現を推進する制度と行政～

川からまちへの視野を広げる大きな視点に立った計画づくりや、実行に当たっての市民、企業、事業者及び行政などが連携した継続的な取組

ウ 水辺の品格 ～適正な利用と都市の賑わい創り～

市民、企業、事業者及び行政などの連携及び管理と利用の役割分担の明確化、それに基づく適正利用のルール作り、また、その適切な運営

(4) これからの川づくり・水辺づくりの方針 ～4つの柱～

ア 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～

高瀬川周辺一帯の魅力ある水辺づくり など

イ 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～

旧安祥寺川などの整備

ウ 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～

第二太田川の調整池などの整備

エ 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市とくらしの再生～

小学生等を対象とした水に関する勉強会の実施 など

(5) これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

ア 市民、企業、事業者及び行政の更なる密接な連携

イ 具体的には、シンポジウムやフォーラム（広場）など、市民が参加しやすい場の設置、また、それを活用した市民に親しまれる川づくり・水辺づくりの推進

ウ 関係部局の連携による川づくり・水辺づくりのみにとどまらないまちづくりの推進

エ 本方針については、市民、水に関わる企業、学識経験者及び行政からなる組織を設立し、皆様の御意見をいただき見直ししながら進化を図る

2 京都市河川整備方針策定までの取組

平成23年 8月 「第16回水シンポジウム 2011 in きょうと」第3分科会の開催

京都市の河川整備の方向性に関する第3分科会からの提言

京都市の河川整備方針に関するアンケート調査の実施

11月 京都市河川整備方針（原案）の策定

平成24年 1月 第1回「京都市河川整備方針（原案）」に係る意見交換会開催

2月 第2回「京都市河川整備方針（案）」に係る意見交換会開催

3月 第3分科会委員への意見聴取、京都市河川整備方針の策定